

かけつけプラス(修理費補償)重要事項説明書

<p>保険の対象</p>	<p>かけつけプラス(定期点検)(以下「対象サービス」といいます。)契約者が、自然故障(「修理費補償サービスの対象となる場合」に規定の故障)が発生した時点で、対象サービス加入者の住宅においては所有かつ管理している。購入日または設置日から7年以内の次に規定する家庭用ガス機器等とします。</p> <p>・ガス温水式給湯暖房機の熱源機・ガス温水式暖房機の熱源機</p> <p>注) 購入日は、原則としてメーカー保証書に記載の購入日とします。ただし、メーカー保証書がない、または保証書に購入日の記載がない場合は、新品購入時の領収書等の日付を購入日とします。</p> <p>※ガス温水式給湯暖房機の熱源機またはガス温水式暖房機の熱源機が設置済みの中古住宅を購入した場合や、中古のガス温水式給湯暖房機の熱源機またはガス温水式暖房機の熱源機を設置した場合等は、ガス温水式給湯暖房機の熱源機またはガス温水式暖房機の熱源機のメーカーが定める製造月の1日を設置日とします。</p> <p>※購入日、設置日または製造月が不明の場合は、補償対象外とします。</p> <p>※業務用として使用されている機器、ご契約者さまが所有していないガス温水式給湯暖房機の熱源機またはガス温水式暖房機の熱源機は、補償対象外とします。</p>	
<p>補償金額</p>	<p>15万円(1回の修理費補償サービスの上限額。消費税を含みます。)</p>	
<p>補償期間</p>	<p>対象サービスに申込みされた日が属する月の翌々月の1日の午前0時から補償開始となります。ただし、その日までに北海道電力が定める加入条件を満たせなかった場合には、それが満たされた日が属する月の翌月の1日の午前0時から補償開始となります。</p> <p>また、対象サービスが終了した日の午後12時に補償期間は終了します。</p>	
<p>修理費補償サービスについて</p>	<p>修理費補償サービスの対象となる場合</p>	<p>補償期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電気的事故」または「機械的事故」によって保険の対象に損害が発生した場合でかつ保険の対象に修理(次の修理は除く。)が必要となった場合</p> <p>改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業、修理に伴い発生した住宅そのものに対する工事</p>
<p>修理費補償サービスの提供方法</p>	<p>1回の修理費が補償金額を下回る場合</p> <p>1回の修理費が補償金額を上回る場合</p>	<p>引受保険会社より、実際にかかった修理費実費相当額を保険金としてお支払いいたします。</p> <p>引受保険会社より、上限額を保険金としてお支払いいたします。</p>
<p>修理費補償サービスの対象にならない主な場合</p>	<p>(1) 自然災害による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するもの吹込みまたは雨漏り等による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ・地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害 ・塩害によって生じた損害 <p>(2) 外来の事故による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損、汚損 ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害 ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害 ・電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理によって生じた損害 ・保険の対象に付属する配管の凍結によって生じた損害 ・機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に伴って生じた損害。また、これら以外の放射性照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害 ・温水搬送部材のつまりによって生じた損害 <p>(3) 経年劣化等による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変質、さび、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはネズミ食い、虫食い等によって生じた損害 ・温水搬送部材の経年劣化による破損等によって生じた損害 <p>(4) 付属部品(保険の対象本体以外)や消耗品等に生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真空管、電給等の管球類に単独に生じた損害 ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害 ・電池、フィルター類、パッキン等の消耗部品にのみ発生した損害 ・外装部品、製品本体外の設備部品(ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等)、ドレンホース、排水ホッパー、オプションリモコン、水質維持に関連する部品、汁受け皿、排気パネル、別売品等の付属部品にのみ発生した損害 <p>(5) その他の損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者、被保険者(保険の対象の所有者)またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、契約者と同居の親族の故意または被保険者(保険の対象の所有者)によって生じた損害 ・契約者、被保険者(保険の対象の所有者)またはこれらの者の代理人の不誠実行為によって生じた損害 ・差押え、没収、取用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・保険の対象の製造者、販売者および取付施工業者が、被保険者(保険の対象の所有者)に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ・不当な修理や改造または取付けによって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・格落ち(保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害 ・自力救済行為等によって生じた損害 ・譲渡された保険の対象に生じた損害 	

かけつけプラス(修理費補償)重要事項説明書

<p>お客さまのご負担となる主な費用</p>	<p>以下に定める費用は、修理費補償サービスには含まれないため、お客さまのご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用 ・修理の際に発生する基本工事費（代替品を提供する販売店及びサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外に係る工事費（高所作業によるクレーン車代、足場設置費用等の特殊工事費等） ・修理費補償サービス利用時にお客さまからのご連絡に必要となる費用、その他通信費用
------------------------	--

<p>電氣的事故、機械的事故とは</p>	<p>保険の対象となる物に内在する特殊な危険による電氣的部分または機械的部分に生じた事故で、「電氣的事故」とは、ショート、過電圧、過電流等の電氣的異常により電気機器または設備に発生した炭化・熔融等の事故をいいます。「機械的事故」とは、使用に伴う振動による部品破損、ネジのゆるみ、油滑油の不足による事故や、規定能力以上に使用したことによる事故等、機械の機構や性格等の内的原因による事故をいいます。</p>
----------------------	---

契約概要のご説明

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

○商品の仕組みおよび引受条件等

このサービスは、保険契約者がかけつけプラス（定期点検）をご使用いただくすべてのお客さまに保険の対象の修理費補償サービスを提供するために引受保険会社と締結した保険契約です。

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して、契約者または被保険者（保険の対象の所有者）にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険会社または保険引受会社までお問い合わせください。

1. 機器の自然故障（以下、「事故」といいます。）が起こった場合の手続き

(1) 事故にあわれたときのご連絡等

事故が発生した場合は、ほくでんガス保安コールセンターにご連絡ください。

(2) ほくでんガス保安コールセンター（0120-198-934）でのお手続き

お客さまのお名前・ご住所・連絡先等の確認をさせていただきます。ご契約者本人またはご家族からのご連絡をお願いします。

(3) 保険契約者の委託先による訪問

保険契約者の委託先がご訪問し、故障状況を確認、点検させていただきます。保険契約者の委託先またはメーカー等により修理を実施いただき、契約者が修理費用をお支払いいただきます。（保険契約者の委託先での修理の場合、修理費用のうち、出張費は無料です）

(4) 修理費補償をご依頼いただく際の提出書類

契約者が修理費補償の依頼を行う場合は、次表の書類のうち、引受保険会社が求めるものをご提示または提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。また、事故の内容、損害の額に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

修理費補償のご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ※事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
③保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
・保険の対象の価額を確認する書類	売買契約書、取得時の領収証
・損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収証、損害明細書
④その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
・保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書
・保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書、住民票
・引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の調査に関する同意書

■修理費補償の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。請求権の発生時期等の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者（対象の住宅付設備の所有者）である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者（対象の住宅付設備の所有者）にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、保険契約者、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含みます。）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約履行、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内に利用することがあります。

ただし、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保

かけつけプラス(修理費補償)重要事項説明書

険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含みます。）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含みます。）に提供することがあります。

○故障修理情報の取扱いについて

契約者または被保険者（保険の対象の所有者）の故障修理情報を、保険契約者が取得することがあります。また、保険契約者は上記修理費補償以外に、他の商品・サービスのご案内・ご提供への利用、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがありますので予めご了承ください。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

保険契約者	北海道電力株式会社	〒060-8677 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地	TEL:0120-370-255
取扱代理店	北電興業株式会社	〒060-0031 北海道札幌市中央区北1条東3丁目1番地	TEL:011-261-3854
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	〒060-8631 北海道札幌市中央区北3条西2丁目6 札幌支店法人営業課	TEL:011-213-3889 FAX:011-213-3891

個人情報の第三者提供に関して	「かけつけプラス（修理費補償）」は、契約者を被保険者（損害保険契約により補填を受けられる方）とする北海道電力株式会社と損害保険会社である三井住友海上火災保険会社との保険契約に基づき、保険の対象の機器が故障し、修理した際の修理費用をご契約者に対して補償するサービスです。当該サービスを提供するために、ご契約者等の個人情報（お客さま番号、氏名、カナ氏名、電話番号、郵便番号、住所）を損害保険会社、保険契約者の業務委託先に提供します。
----------------	--

重要事項説明書の変更について	引受保険会社の本重要事項説明書に記載の内容の改定を行う場合、保険契約者は民法548条の4の規定に基づき、契約者の了承を得ることなく、サービス提供期間中に重要事項説明書を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの利用条件は、変更後の重要事項説明書によります。また、変更後の重要事項説明書は北海道電力株式会社のホームページにて公表いたします。
----------------	---